

パラグアイ国
大統領府
大蔵省

関係省庁調整委員会 (CIMC)

パラグアイ国
小農支援のための総合的農村開発計画

ファイナルレポート

平成 23 年 10 月
(2011 年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

アイ・シー・ネット株式会社
日本工営株式会社

農村
JR
11-057

パラグアイ国
大統領府
大蔵省

関係省庁調整委員会 (CIMC)

パラグアイ国
小農支援のための総合的農村開発計画

ファイナルレポート

平成 23 年 10 月
(2011 年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

アイ・シー・ネット株式会社
日本工営株式会社

序 文

日本国政府は、パラグアイ国政府の要請に基づき、同国の小農支援のための総合的農村開発計画に係る開発調査を行うことを決定し、独立行政法人国際協力機構がこの調査を実施いたしました。

当機構は、平成 21 年 2 月から平成 23 年 8 月まで、アイ・シー・ネット株式会社の加藤敏恭を団長とし、同社及び日本工営株式会社から構成される調査団を現地に派遣しました。

調査団は、パラグアイ国政府関係者と協議を行うとともに、計画対象地域における現地調査を実施し、帰国後の国内作業を経て、ここに本報告書完成の運びとなりました。

この報告書が、本計画の推進に寄与するとともに、両国の友好・親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終わりに、本調査にご協力とご支援を頂いた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成 23 年 10 月

独立行政法人 国際協力機構

理事 高島 泉

独立行政法人国際協力機構
理事 高島 泉 殿

伝 達 状

今般、パラグアイ共和国における「小農支援のための総合的農村開発計画に係る開発調査」が終了いたしましたので、ここに最終報告書を提出いたします。

この報告書は、パラグアイ国政府が大統領令によって設立し、大統領府を政治調整役、大蔵省を実施調整役とする関係省庁調整委員会（ステアリングコミティ）の指導のもとで、8省庁の担当諸官から構成される技術ユニット（UTG）とJICA調査団が共同で取りまとめたものです。

本調査の対象地域である東部地域14県は、パラグアイ国中央を縦断するパラグアイ川東岸に位置し、全人口の95パーセント以上が住む地域です。近年のマクロ経済の発展にもかかわらず、農村部における高い貧困率、所得分配や土地所有に見られる不平等、競争力が不十分でダイナミックな市場に参入できない多数の小規模生産者、土壌の劣化など、国民の生活の質を向上させるために克服すべき大きな課題が残されています。パラグアイ政府は、貧困削減と社会的弱者への支援を優先課題としてかかげ、こうした課題を克服するために様々な支援策を講じてきました。しかしながら、農村部に対する中長期戦略の策定や、農村部支援のための組織制度の再編を進めるさらなるメカニズムが求められています。

この報告書の主要内容は、パラグアイ国がテリトリアルアプローチに基づく「農村テリトリーの持続的開発戦略」を策定するためのガイドラインであり、パラグアイ農村開発の長期目標として「ビジョン2030」をかかげ、その達成に向けた中長期の個別戦略（「柱」と「軸」）を、東部地域レベルとサブリージョンレベルについて提案しています。さらに、この戦略の実施体制枠組みとその構築に向けた作業工程表を提案しています。こうした提案は、テリトリアルアプローチの複数の視点から実施した調査、そして中央省庁、県庁や市役所、民間セクター、研究教育機関、市民社会組織の広範な参加を得て実施したワークショップの結果に基づいています。今後、パラグアイ政府が「農村テリトリーの持続的開発戦略」を国家政策の一つとして採択し、着実に実行していくことを願って止みません。

最後に本調査の実施に際して多大なご支援とご協力を賜った貴機構、パラグアイ国大統領府、大蔵省をはじめとする関係省庁の方々に深く御礼申し上げます。次第であります。

平成23年10月

小農支援のための総合的農村開発計画に係る開発調査

調査団長 加藤 敏恭

前 書 き

本調査はパラグアイ国大蔵省と国際協力機構の間で締結された実施細則（2008年8月27日）及びパラグアイ国政令第648/08（2008年10月24日）にしたがって、大統領府官房室を政策調整役、経済委員会委員長及び大蔵省を実施調整役とする関係省庁調整委員会（CIMC）の指導のもとで実施された。調査の実務は、大統領府、大蔵省、農牧省、公共事業通信省、商工省、企画庁、環境庁、国立農村開発農地院の代表者で構成される政府技術ユニット（UTG）が、JICA 調査団（アイ・シー・ネット株式会社と日本工営株式会社の共同企業体）の協力を得て実施した。本調査は2011年10月をもってすべての活動を完了する。

このファイナルレポートでは、政府技術ユニットと JICA 調査団の共同作業によって作成された「農村テリトリーの持続的開発戦略策定のためのガイドライン」を報告する。このガイドラインは、中南米諸国で近年広がりつつある「テリトリアルアプローチによる持続的農村開発」をパラグアイに導入することを意図して準備された。そのため、ガイドラインはテリトリアルアプローチを広く普及するためにその基本コンセプトを詳しく解説するとともに、テリトリアルアプローチを段階的に導入するために長期ビジョン、戦略、実施体制、作業工程などを提案している。近い将来に、政府がこのガイドラインをもとにして、国家政策として「農村テリトリー持続的開発のための国家戦略（仮称）」を採択し、国家戦略を実行に移すことが期待される。

本調査の最終成果品には、従来「マスタープラン」という名称を用いてきた。しかしながら、技術ユニットと JICA 調査団の協議の中で、国家戦略は政府が作成する必要があること、また「マスタープラン」という名称が中央政府のトップダウンによる開発計画を想起させ、テリトリアルアプローチの住民参加型民主的開発のコンセプトにそぐわないことから、その名称を「ガイドライン」とすることで合意した。また、このガイドラインは、政府技術ユニットと JICA 調査団の共同作業による成果品であることから、添付するガイドライン（案）の作成者は、技術ユニットと JICA 調査団とした。

ドラフトファイナルレポートは、以下の3部から構成される。

- 第1部 農村テリトリーの持続的開発戦略策定のためのガイドライン 要約
- 第2部 農村テリトリーの持続的開発戦略策定のためのガイドライン 本文
- 第3部 農村テリトリーの持続的開発戦略策定のためのガイドライン 添付資料

以下に、第1部から第3部の目次、そしてガイドライン作成に携わった政府関係者、JICA 関係者、JICA 調査団のリストを添付する。

農村テリトリーの持続的開発戦略策定のためのガイドライン

目 次

略語集

第1部 要約

第2部 本文

1. はじめに.....	1
2. 持続的発展の焦点となる農村地域.....	5
3. 農村部のダイナミズム.....	18
4. 開発戦略.....	191
5. サブリージョンの戦略.....	224
6. 実施体制.....	253
7. 農村テリトリーの持続的な開発戦略策定における課題と条件.....	285
8. 参考文献一覧.....	290
本ガイドライン作成に携わった関係者リスト.....	298

第3部 添付資料(別冊)

- 添付資料 1. サブリージョン区分:手法、データ、結果
- 添付資料 2. プロジェクト案
- 添付資料 3. テリトリーレベルの戦略策定例
- 添付資料 4. パイロットプロジェクトの結果と教訓
- 添付資料 5. 公共セクターの行政能力開発アクションプラン
- 添付資料 6. 開発阻害要因調査の概要

ガイドライン作成に携わった関係者リスト

【パラグアイ側】

政府関係機関関係

ディオニシオ・ボルダ	大蔵省大臣
エンソ・カルドソ	農牧省大臣
フランシスコ・リバス・アルマダ	商工省大臣
セシリオ・ペレス・ボルドン	公共事業通信省大臣
ウゴ・ロイ	企画庁長官
オスカル・リバス	環境庁長官
ホルヘ・タラベラ	大統領府社会官房長官
マルシアノ・バレト	国立農村開発農地院長官

関係省庁調整委員会 (CIMC)

マヌエル・ビダル・カバジェロ	大蔵省経済・統合担当副大臣
アンドレス・ウェルレ	農牧省農業担当副大臣
ウゴ・ロイ	企画庁長官
オスカル・リバス	環境庁長官
ホルヘ・タラベラ	大統領府社会官房長官
マルシアノ・バレト	国立農村開発農地院長官

政府技術ユニット

大蔵省

ウンベルト・コルマン	経済・統合局経済調査部長
フランシスコ・オグラ	経済・統合局アドバイザー
アベル・オルエ	経済・統合局経済調査部開発調査班長
カルメン・マリン	経済・統合局経済調査部開発調査班経済分析担当
ドミンゴ・ベニテス	経済・統合局職員

農牧省

ランフィロ・オルティス	計画総局長
ディアナ・ゴメス	計画総局職員
アナ・サバラ	計画総局職員
カルロス・ロメロ	計画総局職員

企画庁

カルメロ・アランダ	職員
ブラウリオ・バレイロ	職員

国立農村開発農地院

ベアトリス・フェレイラ	農村開発局長
アロンソ・パストール・カバネジャ ス	職員

環境庁

ベアトリス・シルベロ	官房長官
カルロス・ブリトス	職員
グスタボ・ゴンサレス	職員

商工省

アミルカル・フェレイラ	投資輸出振興機構（REDIEX）職員
-------------	--------------------

公共事業通信省

サンティアゴ・トリニダ	職員
ロベルト・ベニト	職員

【日本側】

JICA 本部

熊代 輝義	農村開発部 部長
仲田 俊一	農村開発部 参事役
丸岡 秀行	農村開発部 次長
梅崎 路子	農村開発部 次長

大木 智之
山中 祥史

農村開発部 課長
農村開発部 職員

JICA パラグアイ事務所

桜井 英充	所長 (2010年3月まで)
北中 真人	所長 (2010年4月以降)
岩谷 寛	次長 (2010年3月まで)
中根 卓	次長 (2010年3月以降)
藤城一雄	技術・資金協力 業務総括班長
渡辺土佐男	技術・資金協力 班長
アンドレス・モリナ	コーディネーター (2010年3月まで)

JICA 調査団

山本 郁夫	総括 (1年次) / 開発行政
加藤 敏恭	総括 (2年次) / 産業経済政策
世古 明也	副総括 (1年次) / 地場産業振興 / 流通
長田 博見	副総括 (2年次) / 行政 / 組織 / 制度
セルヒオ・セプルベダ	テリトリアルアプローチ (2年次)
ルイス・ロサド	農業開発 / パイロットプロジェクト管理
ミルタ・カマチョ	環境配慮 / 環境政策 (2年次)
小山 敦史	農業開発計画 / 農村生活 (2年次)
富岡 丈朗	農村生活改善 (1年次)
伊藤 拓次郎	実施体制 / ドナー協調 / 官民連携 (2年次)
栗本 直樹	農村インフラ
永藁 暢夫	農村インフラ (2年次)
鈴木 憲明	販売 / 流通 / 市場調査 (1年次)
朝倉 麻耶	社会文化 / 参加型開発 / ドナー協調 / 官民連携 (2年次)
稲田 菜穂子	融資制度 / パイロットプロジェクト管理
渡辺 知子	参加型開発 / パイロットプロジェクト管理 (1年次)
岩永 有美子	事業実施体制 / ドナー協調 / 官民連携 (1年次)
山下 恵理子	通訳 (1年次)

現地スタッフ

カルメン・ドゥアルテ・ゴメス	関係組織間調整 (2年次)
タマリ・フォルモソ・モンヘス	パイロットプロジェクト技術アシスタント (2年次)
菊池 エリカ	業務調整/通訳
堤田 リサ	業務調整アシスタント/通訳
ラウラ・パトリシア・パエス・アルア	技術アシスタント (2年次)
アドリアナ・ゴンサレス・ダ・コスタ	技術アシスタント (2年次)

ローカルコンサルタント

Asociación Paraguaya para el Desarrollo Sostenible	オスカル・バルガス・アコスタ
CONSULTORA INTEGRAL EN AGRONEGOCIOS	ホルヘ・ガティニーニ ロナルド・ディッツェ ギジェルモ・セスペデス
Consultora SERVINGCI S.R.L.	ニコラス・デルガド ブラウリオ・ケベド・マチュカ
COPLANEA	ビクトル・ハシント・フレチャ ホセ・アルフレド・ベラスティキ・アチュカロ
Fundación para el Desarrollo Integral – FUNDEI	テレシータ・ヘスス・トレス C. ワルベルト・フェレイラ・ゴンサレス
GEOMAP	ビクトル・セサル・ビダル ギジェルモ・ロロン
ICA	エンリケ・チャセ
INTER PACIFIC S.R.L.	正岡 エレナ ウゴ・ビジャニ
Instituto Desarrollo	セサル・カベジョ ビクトル・イグナシオ・バスケス・アランダ
PARAGUAY ONLINE S.R.L.	ロベルト・サリナス・サンチェス
PS Consultoría	カルメン・ガルドナ
PROMESUR Consulting Group	マリオ・ダニエル・ブリトス・リベロス

エンリケ・バエス

ファブリシオ・バスケス・レカルデ

グスタボ・カンディア・イリゴイティア

ホルヘ・イサック・ロハス・イビエタ

小農支援のための総合的農村開発計画調査 (EDRIPP)

関係省庁調整委員会 (CIMC)
独立行政法人国際協力機構 (JICA)

パラグアイ共和国

農村テリトリーの持続的開発戦略策定 のためのガイドライン

ファイナルレポート

2011年10月

政府技術ユニット
EDRIPP 調査団

目次

略語集

第1部 要約

第2部 本文

1. はじめに.....	1
1.1 調査の背景.....	1
1.2 調査の目的.....	1
1.3 実施機関.....	2
1.4 調査の構造.....	2
2. 持続的発展の焦点となる農村地域.....	5
2.1 新しい枠組みの必要性.....	5
2.2 テリトリアルアプローチの基本理念.....	9
2.3 戦略の構成.....	15
2.3.1 3つのレベルの戦略.....	15
2.3.2 各レベルの内容.....	16
3. 農村部のダイナミズム.....	19
3.1 マクロ経済.....	19
3.1.1 生産.....	19
3.1.2 物価.....	20
3.1.3 労働市場.....	22
3.1.4 財政管理.....	25
3.1.5 金融政策.....	28
3.1.6 国際収支.....	30
3.1.7 2008年全国農業センサスの概要分析.....	33
3.1.8 貧困と不平等.....	35
3.1.9 農村部—都市部の人口移動のダイナミクス.....	37
3.1.10 移住.....	39
3.2 経済・生産.....	43
3.2.1 農畜産業の概要.....	44
3.2.2 課題.....	47
3.2.3 主要品目の動向と構造.....	53
3.3 社会・文化.....	79
3.3.1 ソーシャルキャピタル.....	79
3.3.2 社会組織.....	81
3.3.3 女性.....	83
3.3.4 農村青年.....	86
3.3.5 少数民族.....	88
3.3.6 土地へのアクセス.....	97
3.3.7 教育.....	99

3.3.8 保健	104
3.4 環境	107
3.4.1 土地利用の変化	107
3.4.2 森林破壊	108
3.4.3 土壌侵食	110
3.4.4 土壌生産力の低下	110
3.4.5 水流の汚染と排水不良	112
3.4.6 野生動植物の狩猟捕獲、販売	112
3.4.7 気候変動	113
3.5 政策・制度	117
3.5.1 政府の組織制度改革	117
3.5.2 地方分権	128
3.5.3 行政管理能力の現状と課題	131
3.6 サブリージョン別の特徴とポテンシャル	146
3.6.1 東部地域のサブリージョン区分	146
3.6.2 サブリージョン 1 の特徴とポテンシャル	148
3.6.3 サブリージョン 2 の特徴とポテンシャル	156
3.6.4 サブリージョン 3 の特徴とポテンシャル	164
3.6.5 サブリージョン 4 の特徴とポテンシャル	172
4. 開発戦略	193
4.1 はじめに	193
4.2 戦略の特徴	195
4.3 ビジョン	199
4.4 政府目標とビジョンとの整合性	200
4.5 4つの視点ごとの個別戦略	202
4.5.1 農村経済	204
4.5.2 社会文化の多様性	208
4.5.3 環境の活用と尊重	211
4.5.4 参加型政策制度の枠組み	214
4.6 個別戦略実現に必要な横断的戦略	218
4.6.1 能力と技能の強化	219
4.6.2 市民社会組織の強化	221
4.6.3 情報に関するマネジメントの改善	222
5. サブリージョンの戦略	227
5.1 方法	227
5.2 サブリージョン1	228
5.2.1 価値観とビジョン	229
5.2.2 個別戦略	229
5.3 サブリージョン 2	236
5.3.1 価値観とビジョン	236
5.3.2 個別戦略	237
5.4 サブリージョン 3	243

5.4.1 価値観とビジョン	243
5.4.2 個別戦略	244
5.5 サブリージョン 4	249
5.5.1 価値観とビジョン	249
5.5.2 個別戦略	250
6. 実施体制	257
6.1 序	254
6.2 基本事項の定義	257
6.3 実施体制の範囲	259
6.4 実施体制に必要な機能	264
6.5 実施体制案	268
6.5.1 本来あるべき実施体制	268
6.5.2 当面の実施体制	273
6.6 実施体制強化の道筋	278
6.6.1 全実施期間を通じて必要な取り組み	278
6.6.2 フェーズ 1(3年間:2012-2014):DSTR 実施の基盤強化	280
6.6.3 フェーズ 2(5年間:2015-2019):選択された地域での DSTR の実施能力強化	282
6.6.4 フェーズ 3(11年間:2020-2030):DSTR の地域的拡大	283
6.7 実施体制強化のための事業案と予算概算	284
7. 農村テリトリーの持続的な開発戦略策定における課題と条件	289
8. 参考文献一覧	295
本ガイドライン作成に携わった関係者リスト	303

第3部 添付資料(別冊)

- 添付資料 1. サブリージョン区分:手法、データ、結果
- 添付資料 2. プロジェクト案
- 添付資料 3. テリトリーレベルの戦略策定例
- 添付資料 4. パイロットプロジェクトの結果と教訓
- 添付資料 5. 公共セクターの行政能力開発アクションプラン
- 添付資料 6. 開発阻害要因調査の概要

略語集

ANDE	Administración Nacional de Electricidad	電力公社
ARP	Asociación Rural del Paraguay	パラグアイ畜産協会
BCP	Banco Central del Paraguay	パラグアイ中央銀行
CAH	Crédito Agrícola de Habitación	農業信用公庫
CAN	Censo Agropecuario Nacional	全国農業センサス
CDE	Centro de Documentación y Estudio	調査資料収集センター
CDM	Clean Development Mecanism	クリーン開発メカニズム
CEPACOOOP	Central Paraguaya de Cooperativas Ltda.	パラグアイ小規模生産者中央組合
CEPRA	Coordinadora Ejecutiva para la Reforma Agraria	農地改革調整委員会
CIMC	Coordinación Interinstitucional y Multisectorial de Contraparte	関係省庁調整委員会
CONAVI	Consejo Nacional de la Vivienda	国家住宅審議会
COPACO	Compañía Paraguaya de Comunicaciones S.A.	パラグアイ通信カンパニー
CSR	Corporate Social Responsibility	企業の社会的責任
DEAg	Dirección de Extensión Agraria	農業普及局
DIBEN	Dirección de Beneficiencia y Ayuda Social	社会支援・慈善事業局
DSTR	Desarrollo Sostenible de los Territorios Rurales	農村テリトリーの持続的開発
FAO	Food and Agricultural Organization	国際連合食糧農業機関
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GTZ	German Technical Cooperation	ドイツ技術協力公社
HDI	Human Development Index	人間開発指数
IDB	Inter-American Development Bank	米州開発銀行
IDM	Instituto de Desarrollo Municipal	市町村開発院
IFAD	International Fund for Agricultural Development	国際農業開発基金
INC	Industria Nacional del Cemento	セメント公社
INCOOP	Instituto Nacional de Cooperativismo	国立協同組合理
INDERT	Instituto Nacional de Desarrollo Rural y de la Tierra	国立農村開発農地院
INFONA	Instituto Forestal Nacional	国家森林院
INPRO	Instituto Nacional de protección a Personas Excepcinales	国立心身障害者擁護院
IPTA	Instituto Paraguayo de Tecnología Agropecuaria	パラグアイ農牧技術院
JICA	Japan Internatinal Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
LRAN	Red de Investigación Acción sobre la Tierra	土地に関する調査と活動ネットワーク
MAG	Ministerio de Agricultura y Ganadería	農牧省
MEA	Marco Estratégico Agrario	農業戦略枠組み
MEC	Ministerio de Educación y Cultura	教育文化省
MERCOSUR	Mercado Común del Sur	南米共同市場
MH	Ministerio de Hacienda	大蔵省
MI	Ministerio del interior	内務省
MIC	Ministerio de Industria y Comercio	商工省
MJT	Ministerio de Justicia y Trabajo	司法労働省
MOPC	Ministerio de Obras Públicas y Comunicaciones	公共事業通信省
MSPyBS	Ministerio de Salud Publica y Bienestar Social	厚生福祉省
NGO	Nongovernmental Organization	非政府組織

OECD	Organización para la Cooperación y el Desarrollo Económico	経済協力開発機構
PEES	Plan Estratégico Económico - Social	経済社会戦略計画
PESEAM	Plan Estratégico de la Secretaría del Ambiente	環境庁戦略計画
PLANAL	Plan Nacional de Soberanía Alimentaria y Nutricional del Paraguay	パラグアイ食糧主権・摂取国家計画
PPDS	Propuesta de Política Pública para el Desarrollo Social	社会開発公共政策
PRODERS	Proyecto de Desarrollo Rural Sostenible	持続的農村開発プロジェクト
PRODESAL	Programa de Desarrollo de Pequeñas Fincas Algodoneras	小規模綿花栽培農家は衣鉢支援計画
PROMODAF	Programa de Modernización para el Desarrollo Agropecuario y Forestal	農牧林業開発のための近代化プログラム
REDIEX	Red de Inversiones y Exportaciones	投資輸出振興機構
SAS	Secretaría de Acción Social	社会事業庁
SEAM	Secretaría del Ambiente	環境庁
SEN	Secretaría de Emergencia Nacional	緊急事態庁
SENACSA	Servicio Nacional de Calidad y Salud Animal	国立家畜品質・衛生事業団
SENASA	Servicio Nacional de Saneamiento Ambiental	厚生福祉省環境衛生局
SENAVE	Servicio Nacional de Calidad, Sanidad Vegetal y de Semillas	国立植物・種子品質・防疫事業団
SFN	Servicio Forestal Nacional	農牧省林野局
SIGEST	Sistema Integrado de Gestión para el Desarrollo Agrario y Rural	農業農村開発のための統合行政システム
SINAFOCAL	Sistema Nacional de Formación y Capacitación Laboral	司法労働省労働研修機構
SISPLAN	Sistema Nacional de Planificación	国家計画システム
STP	Secretaría Técnica de Planificación	企画庁
UNDP	United Nations Development Programme	国際連合開発計画
UTG	Unidad Técnica de Gestión	政府技術ユニット
WHO	World Health Organization	世界保健機関

第 1 部 要約

調査概要

1. はじめに

1.1 調査の背景

パラグアイは、2011年5月15日に建国200年という国家の歴史の大きな節目を迎えた。そのパラグアイで、政府は社会的連帯と経済的参画を伴う開発モデルを推し進めようとしている。

パラグアイは1980年代末まで40年近く続いた権威主義政治体制に終止符を打ち、1990年代初頭から現在にいたる20年間に政治、経済、社会、制度面で様々な改革を推し進め、民主的國家の建設を進めてきた。しかしながら、近年のマクロ経済の発展にもかかわらず、特に農村部における高い貧困率、所得分配や土地所有に見られる不平等、近代的かつ競争性の高い生産プロセスを取り入れるのに必要な能力を十分持たず、ダイナミックな市場に参入できずにいる小規模生産者、土壌の悪化など、パラグアイ国民の生活の質向上を実現するために克服すべき大きな課題が残されている。

パラグアイ政府は、貧困削減や社会的弱者への支援を優先課題として掲げ、前述のような課題を克服するために様々な支援策を講じてきた。しかしながら、農村部に対する中長期戦略の策定や、農村部の制度組織の再編を進めるメカニズムが求められている。こうした状況を背景に、パラグアイ政府は日本政府に対して、開発調査「小農¹支援のための総合的農村開発計画調査²」（以下EDRIPP）の実施を要請した。

これを受け、両政府は2008年8月に本開発調査実施のための実施細則（S/W）の署名・交換を行い、2009年2月から2011年8月にかけて調査が実施された。

¹ この文書では「小農」の定義として、南米南部共同市場（メルコスール）加盟国で共通して使われている以下の「家族経営農家」の定義を用いる。「主に家族労働力を用いて農業生産活動を行う。一年間に生産工程の特定の時期に臨時雇用する労働者の数は20人以下である。農地あるいは周辺に住まいを置いている。生産作物は関係なく、所有・賃貸あるいはその他の関係で条件の悪い土地50ha（東部地域）をしようしている。」

² Estudio para el Desarrollo Rural Integral dirigido al Pequeño Productor (EDRIPP)

1.2 調査の目的

本調査は、農村開発分野に課せられた以下の目標達成を視野の中心に据え、総合的な観点から、テリトリーの適切なマネジメント³を通じた社会アクターの生活の質の向上を図る「農村テリトリーの持続的開発戦略策定のためのガイドライン⁴」の策定支援を目的とする。

- 貧困の削減
- ガバナンスの改善
- 生産者の競争力強化と所得向上
- 農村地域の域内総生産の増加と、それに対する小規模生産者の参加拡大
- 持続性の確保
- 公共投資の質の向上
- 生産・社会面における小規模生産者の参画強化

農村テリトリーの持続的開発のための国家戦略の適用（構造的な移行プロセスとして）は、農村部の生活の質改善に向けた政策の効果を確認なものにする。これらは、セクター別活動計画を調和させ、相乗効果を生み、効率的な財政管理や、公共セクターがテリトリーの参加型マネジメントの一環として農村部のニーズに応えることに寄与する。

1.3 実施機関

本調査は、政令第 648/08 に基づき、パラグアイ大統領府官房室を政策調整役、経済委員会委員長及び大蔵大臣を実施調整役とする関係省庁調整委員会⁵の指導と調整のもと、独立行政法人国際協力機構（JICA）の支援を受けて実施された。

JICA は本調査の実施のため、アイ・シー・ネット株式会社および日本工営株式会社のコンサルタントで構成される調査団を結成した。

前述の関係省庁調整委員会の実施部隊として、大統領府、大蔵省、農牧省、企画庁、環境庁、国立農村開発農地院、商工省、公共事業通信省の代表者で構成される政府技術ユニット⁶が作られた。このほか、本調査のための活動は、県庁、市役所、その他の地方組織と協力・連携しながら実施された。

³ 「テリトリーの適切なマネジメント」とは、後述するテリトリアルアプローチの 4 つの視点にバランス良く配慮したテリトリーのマネジメントのこと。

⁴ 本調査の最終成果品の名称は、EDRIPP の技術ユニット（UTG）と JICA 調査団との合意のもと、「マスタープラン」から「ガイドライン」に変更された。

⁵ Coordinación Interinstitucional y Multisectorial de Contraparte (CIMC)

⁶ Unidad Técnica de Gestión (UTG)

1.4 調査の構造

本ガイドラインは、セントラル県を除く東部地域を対象に策定された⁷。しかし、ガイドラインで提示する「柱」や「軸」とそれぞれの個別戦略は、全国レベルで適用できるものとなっている。戦略策定の段階では、政府がセントラル県と西部チャコ地域を含むとともに、都市部と農村部の関係を強めるプログラムや政策を展開していくことを期待する。

本ガイドライン作成のために実施された主な活動と、これまでに作成された成果品を次の図に示す。

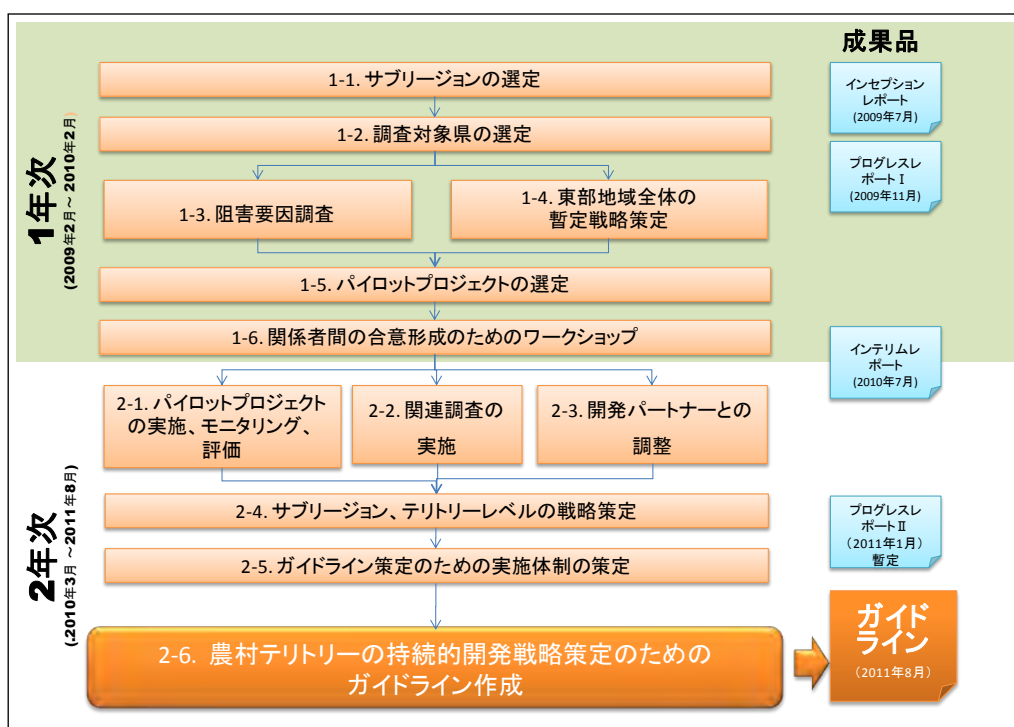


図1 調査の活動と成果

⁷セントラル県を除いた理由は、急速な都市化と首都アスンシオンに近くアクセスも容易であるという、実用性を考慮したことによるものである。

2. 持続的発展の焦点となる農村地域

2.1 テリトリアルアプローチの基本理念

「持続的農村開発に向けたテリトリアルアプローチとは、テリトリーの人的資源や自然資源の潜在能力に合った生産活動の秩序ある分配を通じてテリトリーの発展ダイナミクスの転換を目指すプロセスのことを指す⁸。」

農村テリトリーの持続的開発アプローチでは、以下の4つの視点から開発に取り組む。

- ✓ **政策・制度**：各機関の効果的かつ透明な機能の結果であるガバナンスの視点
- ✓ **経済・生産**：農村にある経済・生産に関連した全てのポテンシャルを統合した総合的な競争力の視点
- ✓ **社会・文化**：国民一人一人の努力に応じた再配分がされる社会的公平性の視点
- ✓ **環境**：環境を犠牲にした発展と成長とならない環境の視点

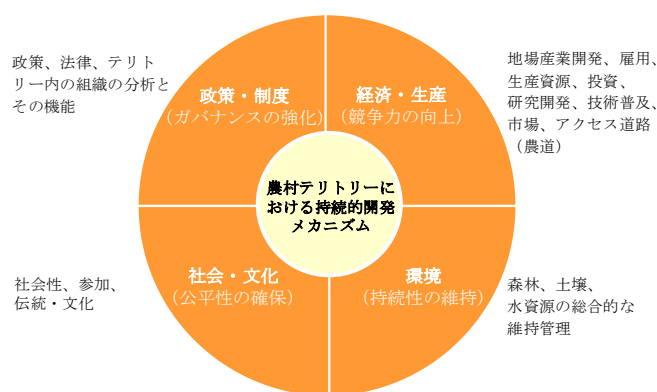


図2 テリトリアルアプローチの4つの視点

農村テリトリーの持続的開発の基本的な目的は、農村部テリトリー内、テリトリー間、そして農村部テリトリーとそれ以外の社会との社会的連帯を促すことにある。これは、参加型でテリトリーのマネジメントを行うことで、国家開発計画の基本的要素である民主的ガバナンス、市民参加、組織制度開発を強化し、農村部を変えていこうとするものである。

テリトリーのマネジメントを行うためには、グッドガバナンスや参加が重要となる。市民参加による効果的な意思決定が行われれば、その意思決定は生活の質改善や社会的連帯の実現にとって効率的なものとなる。

上記の農村テリトリーの持続的開発の定義で使われている「テリトリー」は以下のように定義される。

⁸ Sepúlveda, Sergio S. 2008. *Gestión del Desarrollo Sostenible en Territorios Rurales: Métodos para la Planificación*. San José, Costa Rica: Instituto Interamericano de Cooperación para la Agricultura.

「テリトリーとは、歴史を経て確立された社会的まとまりをさす。テリトリーは、特定の自然資源の基盤、特定の生産消費交換様式、そしてその他のコンポーネントを結びつける制度や組織のネットワークを持つ」⁹

本ガイドラインで提案する農村開発の枠組みは、テリトリアルアプローチの基本理念に基づいている。旧来の農村開発の枠組みと、本書で提案する新しい農村開発の枠組みの相違点を明らかにするため、それぞれの特徴を下表にまとめる。

表 1 新たな農村開発の枠組みの特徴

	旧来の枠組み	新たな枠組み (案)
1. 目的	農業所得の向上	農村部の生活の質の向上
2. アプローチ	セクター別、分断的	テリトリー別、システムティック、複数の視点（社会文化、経済生産、環境、政策制度）、マルチセクター（例：農業、観光、産業、サービス、情報技術）
3. 政策、公共投資プログラム、公共サービスデリバリー	中央政府のトップダウン	<ul style="list-style-type: none"> 中央政府の政策や公共投資プログラム、公共サービスデリバリーをテリトリーの特徴やニーズに調和させる。 社会アクターのテリトリー開発への参加と連携を通じて実施する（ボトムアップ）。
4. 調整、連携、エンパワーメント	開発活動の調整や連携がなく、活動の有効性が低い	<ul style="list-style-type: none"> 社会アクター間の調整と連携 投資の質を向上させるための、地域の社会アクター（公共機関、民間セクター、市民社会組織）のエンパワーメント
5. 関係者	政府、農業者と牧畜業者	社会アクター <ul style="list-style-type: none"> 公的機関（例：中央、県、市の行政機関） 民間セクター（例：企業、農協、協会） 市民社会組織（例：NGO、市民団体、基金、協会）

2.2 戦略の構成

2.2.1 3つのレベルの戦略

本書で提案する持続的農村開発の戦略は、東部地域全体、サブリージョン、そしてテリトリーの3レベルで構成される。

農村テリトリーの持続的開発戦略のためのガイドラインで提示する概念や手法は全国レベルで活用できるものであり、本書では段階的な戦略の策定と実施を提案している。将来的には、セントラル県や西部チャコ地域を含めた戦略が策定されることを期待する。また、

⁹ Sepúlveda. 2008, p.11 からの引用。

テリトリー活性化の原動力となり得る都市－農村部の関係を強化するような取り組みを行うことが重要である。



図3 戦略を構成する3のレベル

2.2.2 各レベルの内容

ビジョン 2030 の達成に向けて実行するべき個別戦略を「4 つの柱」と「3 つの軸」に分けて示す。これら個別戦略は、開発を阻害する主な要因を克服するためのものである。

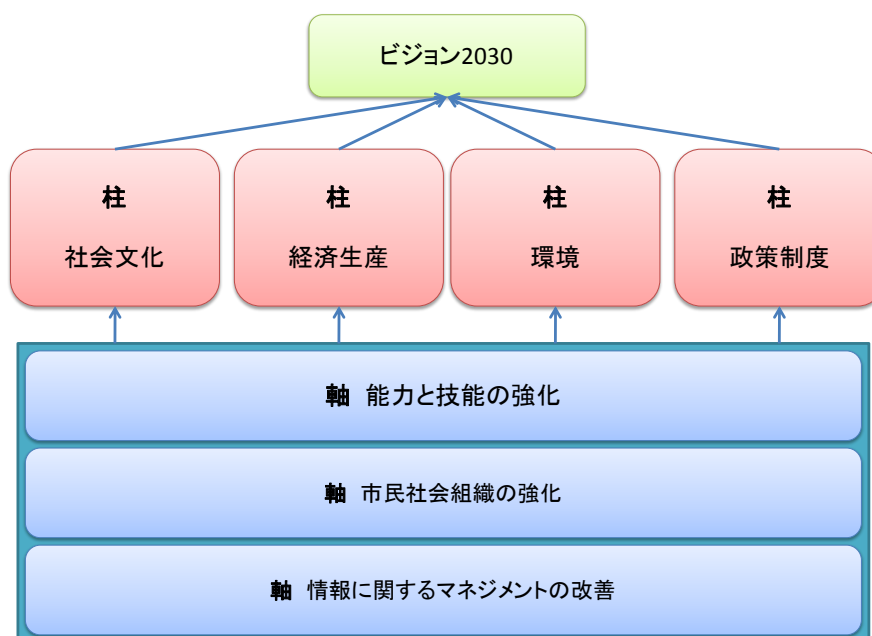


図 4 各レベルに共通する内容:ビジョン、柱、軸

4 つの柱とは、「経済生産」「社会文化」「環境」「政策制度」の 4 つの視点の改善を目的としているのに対して、軸は、政府機関関係者、市民社会組織などの社会アクターを強化する横断的な個別戦略群である。3 つの軸は「能力と技能の強化」「市民社会の強化」「情報に関するマネジメントの改善」で構成される。これらの軸は、4 つの柱にある個別戦略を継続的かつ持続的に実施していくために必要とされる制度、組織、人材面の能力強化を図るものである。

2.2.3 サブリージョン

本ガイドラインでは、類似の特徴をもつ県をグループ化したサブリージョンを提案する。この目的は、各サブリージョンが持つそれぞれのポテンシャルを最大限に活用し、その特徴に沿って差別化された戦略を策定し、ビジョン 2030 を達成することにある。

各サブリージョンに含まれる県はそれぞれ固有の特徴をもつ一方で、全体としてみるならば、多くの類似する特徴をもつ。また、クラスター分析で得られた結果を土地利用図（大

豆、トウモロコシ、小麦、ヒマワリ、ゴマの生産¹⁰⁾と比較し、それらに関連性があることも確認した。

サブリージョン1「集約生産地域」

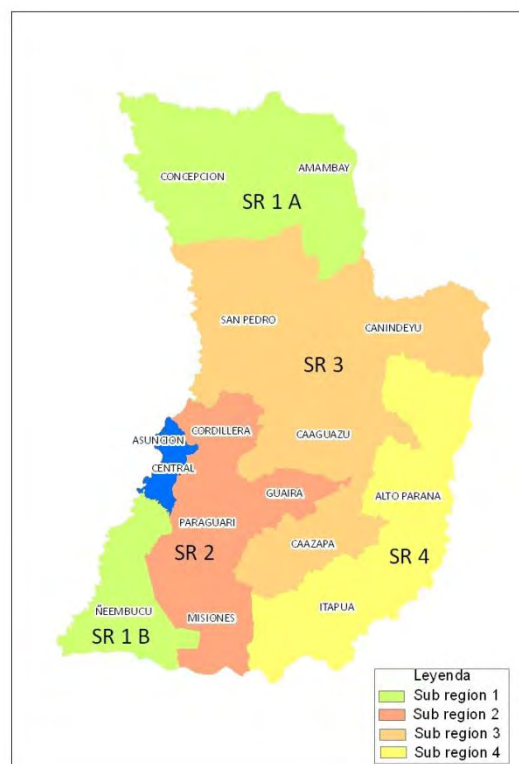
SR1A: コンセプション県、アマンバイ県
SR1B: ニェエンブク県

- サブリージョン1は、相対的に発展が遅れている。東部地域の中でも人口が少なく、人口密度の低い県が集まっており、農村人口の割合が高く、インフラは十分に整備されておらず、金融活動が活発でない。牧畜中心の粗放な農業が行われており、これが主な経済活動となっている。

サブリージョン2「伝統農村地域」

コルディジェラ県、パラグアリ県、グアイラ県、ミシオネス県

- このサブリージョンは、伝統的農業地帯であり、自給用食料作物と換金作物の生産が入り混じっている。早期に入植し古くから営農を続けてきた小規模自作農の層が厚く、機械化農業を実施している地区と共存している。



サブリージョン3「移行地域」

サンペドロ県、カニンデジュ県、カアグアス県、カアサパ県

- 伝統農業と輸出農業の特徴を持つ県からなるこのサブリージョンは、社会経済発展の様々なレベルの地域が組み合わさっている。全国の中でも農村人口の割合が最も高く、人口密度も最も高い。伝統農業から輸出農業への移行地帯であり、その発展過程で社会・経済的紛争が生じている。

サブリージョン4「輸出農業地域」

アルトパラナ県、イタプア県

- セントラル県に次いで、全国の中でも最も人口が多い県が集まっている。ジニ係数によると貧富の差は大きいですが、貧困率は低く、不満足度指数（BNI）の指標も低い。

サブリージョン5「首都圏地域」

セントラル県

- 東部地域の他の県とは異なり、セントラル県には農村特有の特徴があまり見られない。このため同県は1つの独立したサブリージョンとして分類される。セントラル県は首都圏であり、都市部としての特徴が強いため、本調査の対象地域には含まれなかった。

¹⁰⁾ 情報提供：INBIO

3. 開発戦略

3.1 戦略の特徴

農村テリトリーの持続的開発戦略は、政府の中枢により承認され、国家開発計画に沿った国家政策としてとりこまれるべきものである。また、政権期間を超えて引き継がれなければならない。

テリトリアルアプローチの複数の視点で策定された戦略が展開、定着していくためには数十年の年月を要する。これは段階的なプロセスで、政治的文化として国家や国民に刻み込まれている考え方を根本から見直し、既存の制度や政治システムを変えていくことも必要となろう。

戦略の主な特徴として以下があげられる。

- 戦略は政府、市民社会、民間セクターが共同で運営管理していくものである。
- 戦略に柔軟性を持たせ、サブリージョンやテリトリーレベルでは、その現状にあった戦略を策定できるようにする。
- 短期的な課題に対応しつつも、中期目標を見据えた戦略とする。
- 農村部の女性や若者のポテンシャルを活用する。
- テリトリーを参加型でマネジメントすることで開発を進める。
- 文化やアイデンティティの違いを認め、これをポテンシャルとして認識し強化する。
- 農業畜産やその他の経済活動は、テリトリー開発のための推進力ととらえる。
- 土地利用政策を推進できるような戦略とする。
- 戦略の策定や実施の過程に住民が参加することでテリトリー内組織が強化され、開発に対する市民社会の貢献度が高まり、さらに住民の生活が改善する。

3.2 ビジョン

20年間の長期目標として、以下のような「ビジョン 2030」を提案する。

“農村テリトリーの住民の能力が強化され、持続的自然資源の管理が実現し、テリトリーの生産ポテンシャルが十分に活用されるようになる。それにより住民がテリトリーへの帰属意識を高め、定住し、地域のガバナンスが改善され、結果として農村テリトリーの住民の生活の質が改善される。”

3.3 4つの視点ごとの個別戦略

本ガイドラインは、持続可能な開発の原則に基づくものである。戦略が持つビジョンは、国家の民主化、近代化推進に貢献するもので、そのためには以下のことが重要となる。

1. セクター別行動計画を連携させ、効率性や効果を高めること。
2. テリトリーにおけるセクター別政策、プログラム、プロジェクトの調整を促すこと。
3. 持続的な環境マネジメントを行いつつ生産活動を促していくため、テリトリーの利用計画を作ること。
4. モデル・テリトリーでの実証から始め、段階的に実施すること。
5. 意志決定プロセスに市民社会組織を参加させること。
6. 既存の政策、プログラム、プロジェクトを活用、または補足すること。
7. 各サブリージョン、テリトリーによって異なる様々な状況に適応すること。

3.4 4つの柱

まず、開発の4つの視点にグループ分けされた個別戦略群「柱」について述べる。これらの「柱」は体系的かつ持続的に長期にわたって実施すべきものである。4つの柱とは、i) 農村経済、ii) 社会文化の多様性、iii) 環境の活用と尊重、iv) 参加型の政策制度の枠組みである。

3.4.1 農村経済

「農村経済」の柱は、以下の4つの個別戦略により経済生産面を改善しようとするものである。

- 小規模生産者を対象とした適切な生産方式
- 全生産工程における技術革新
- 中小零細農村企業
- 多様な社会アクター間の連携と相互作用

これらの個別戦略は、農村における経済効率（生産性）の改善、雇用機会や所得の拡大を目指すものである。そのためには、経済機会の民主化や包括的な開発プロセスを実現するツールとして小規模零細企業を振興することが重要となる。

3.4.2 社会文化の多様性

「社会文化の多様性」の柱は、市民社会組織、社会参加、文化多様性の尊重、ジェンダーといった要素を念頭に置きながら、テリトリーの参加型マネジメントプロセスを改善することを目的とし、以下の4つの個別戦略を提案する。

- 市民社会組織による開発支援のための組織同士の連携を強化する。
- 多様な文化的知識や伝統を回復し再評価する公式・非公式のメカニズムを制度化する。
- 農村部の定住促進のため雇用やレクリエーションの場を提供する。
- 地域の特徴に合わせた基本的サービスを提供する多目的施設を整備する。

3.4.3 環境の活用と尊重

この柱の目標は、地域の環境管理型の改革に方向付けをおこない、天然資源（土壌、水、森林、生物多様性、動植物）の適切な管理、様々な農村生産プロセスおよび消費生活（廃棄物を含む）のクリーンな管理、生態系の再生力強化を実現し、環境の自立発展性を確保する。

他の柱と同様、「環境の活用と尊重」の柱でも、テリトリーの持続可能な環境管理への社会アクターの効果的な参加とコミットメントが前提となる。本ガイドラインで提案する個別戦略は、環境関連の活動を補完し、調整する機能を果たす。

3.4.4 参加型の政策制度枠組み

この柱は、政策およびテリトリーの適切なマネジメントを実現する準備として、テリトリーのアクターの組織やネットワーク、公共機関の制度改革を通じて開発プロセスを強化しようとするものである。同時に、争いごとの解決に必要な組織、手法および手段も強化する。

「参加型の政策制度枠組み」の柱では、以下の6つの個別戦略を提案する。

- 農村テリトリーの持続的開発のための戦略やその長期的な活動の指針となる法律を推進する。
- 農村事業者間の争いごとを解決・交渉するためのメカニズムを確立・強化・統合する。
- 土地の所有権に関する法令を強化し、関連手続きを迅速化する。
- 土地の売買を規制する法規制と政策を施行する。
- 土地分配および INDERT への補強業務を円滑化するため、市の制度を強化する。

- テリトリーレベルの意思決定プロセスで市民社会組織同士、あるいは市民社会組織とそれ以外の社会アクターが連携できるようなメカニズム・手法を確立する。

下表に4つの柱の個別戦略をまとめる。

表2 4つの柱とその個別戦略

農村経済
<ol style="list-style-type: none">1. 小中規模生産者に対する、農業開発を目的とした技術支援を行う。2. 小農のバリューチェーン参画を促進する。3. 必要なサービスへのアクセスを容易にすることで、小規模零細企業を強化する。4. テリトリーの競争力強化のためのインフラを整備する。
社会文化の多様性
<ol style="list-style-type: none">1. 市民社会組織による開発支援のための組織同士の連携を強化する。2. 多様な文化的知識や伝統を回復し再評価する公式・非公式のメカニズムを制度化する。3. 農村部の定住促進のため雇用やレクリエーションの場を提供する。4. 地域の特色に合わせた基本的サービスを提供する多目的施設を整備する。
環境の活用と尊重
<ol style="list-style-type: none">1. 生産・環境・社会に着いて効果的で持続可能な開発を達成するために、農業、気候変動、森林、農村開発という4つを組み合わせ、それらの同時達成を図る。2. 気候変動による影響を緩和するため、農業セクターの能力強化をはかる。3. 市民の環境管理・保全に対する意識を高める。4. 環境保全型農業を推進する。5. 再生可能エネルギーの利用を促進する。6. 土地利用計画策定を推進するための法令適用を促進する。7. 植林事業と農村開発とをマッチングさせた活動を推進する。
参加型の政策制度枠組み
<ol style="list-style-type: none">1. 農村テリトリーの持続的開発のための戦略やその長期的な活動の指針となる法律を推進する。2. 農村事業者間の争いごとを解決・交渉するためのメカニズムを確立・強化・統合する。3. 土地の所有権に関する法令を強化し、所有権に関するプロセスを迅速化する。4. 土地の売買を規制する法規制と政策を施行する。5. 土地分配およびINDERTへの補強業務を円滑化するため、市の制度を強化する。6. テリトリーレベルの意思決定プロセスで市民社会組織同士、あるいは市民社会組織とそれ以外の社会アクターが連携できるようなメカニズム・手法を確立する。

3.5 3つの軸:能力と組織の強化

ガイドラインで提案する3つの軸は、能力と組織の強化を図るためのものである。軸は、人、組織、制度を強化する活動群である。

ここでは、i) 能力と技能の強化、ii) 市民社会組織の強化、iii) 情報に関するマネジメントの改善、という 3 つの軸を設定し、それぞれの軸について個別戦略を提案する。これらの個別戦略は、テーマや概念的内容の指導、参加型手法、透明で協力的な手順を保証する。

下表に 3 つの軸の個別戦略をまとめる。

表 3 3 つの軸とその個別戦略

能力と技能の強化
<ol style="list-style-type: none">1. 教育省が DSTR 担当機関と連携しながら、DSTR に関する教育のためのプログラムを作る。2. テリトリーの参加型マネジメントおよび DSTR に関して、市民社会組織、公共機関、民間団体の人材育成プログラムを強化する。3. 零細企業のマネジメントに関する研修プログラムを作る。4. インフォーマルな雇用に従事する労働者の能力、技能を向上させるための行動計画を策定する。5. 開発に向けた革新と学習のためのパイロットプロジェクトを実施する。6. テリトリーの生産活動の変化に伴い、求められる能力、技能が変化しているため、これに対応した再研修プログラムなどを実施する。
市民社会組織の強化
<ol style="list-style-type: none">1. 市民社会組織の強化をはかる。2. 市民社会組織への資金調達メカニズムを確立する。3. 市民社会組織の強化を支援する公共機関を強化する。4. DSTR への市民参加を強化するために、政策制度の拡充をはかる。
情報に関するマネジメント能力の改善
<ol style="list-style-type: none">1. 公共セクターが実施する各種プログラムや、コミュニティの現状（問題と対策）に関する情報を受発信できるようにする。2. 様々なコミュニケーションツールを活用して、より多くの住民が情報にアクセスできるようにする。3. 各教育機関が持つ情報やノウハウを有効活用する。

4 実施体制

本ガイドラインが示す実施体制は3つの重要な原則に基づいている。まず、第1に、不要な行政コストの温床となるような、新たな組織の設立を最小限にとどめることである。2番目の原則は、連携メカニズムのハブ的機能を担う、公共機関の能力強化を図ること。3番目の原則は、公共、民間、市民社会、学術教育の4つの部門の対話の場を創設・強化することである。

4.1 実施体制を構築するメンバー

農村テリトリーの持続的開発戦略の実施体制は、様々な社会アクターの代表者で構成される。本ガイドでは、この社会アクターを1) 公共部門、2) 民間部門、3) 学術教育部門、4) 市民社会の4つに分ける。下表に、これら4つの部門の社会アクターの多様な役割を示す。

表4 社会アクター各部門の役割

部門	市民社会	民間部門	学術教育部門	公共部門
役割	<ul style="list-style-type: none"> 地域の開発課題解決の主体者としての意思決定 戦略の主要な受益者 開発課題解決のための資源の提供者 		<ul style="list-style-type: none"> 開発課題解決のための専門的な財やサービスの提供者 	<ul style="list-style-type: none"> 開発課題解決のための公共財やサービスの提供者

実施体制に求められる機能と、それを実現するための組織・制度的要素を以下の表にまとめる。

表5 実施体制に求められる組織・制度的要素

必要な機能	機能を実現するための組織・制度的要素
1. 多様な社会アクターによる参加型マネジメント	多様な市民社会組織、公共機関、民間セクター、研究/教育機関の代表から構成される委員会
2. 地域特性や開発ニーズに沿って差別化された戦略の管理	各地域レベルの戦略を管理する部局の創設
3. 異なる地域レベルや多様な社会アクター間の活動や資源の調整	モニタリング評価や情報マネジメントを通じて、各地域レベルや異なる地域レベルの間の調整を行なう権能を付与された組織
4. 民主的開発のための実施プロセス、成果の透明性	情報開示と監査を担う各部局の創設
5. テリトリー開発に関わる全アクターの能力開発	長期的な能力強化を支援するための部局の創設
6. 戦略管理業務のための組織、人材の確保	戦略の管理、事業の資金調達、事業ニーズと資金源、提供者とのマッチング、などの戦略管理業務を担う部局の創設
7. 既存の組織や制度の潜在能力の活用	既存の関係省庁、組織、組織間調整機構の巻き込み。例えば中央レベルでは SIGEST や大蔵省の地方分権部局、地方では組織間調整委員会などを実施体制の参加者に取り込む。
8. 政権交代に左右されない制度枠組みの継続性	より普遍性の高い制度枠組みに依拠した委員会組織

実施体制の全体像

実施体制は、ガイドラインで提示する 3 つのレベル（東部地域、サブリージョン、テリトリー）をそれぞれ管理できるように構築する必要がある。そこで、以下の委員会を設立することを提案する。

- 農村テリトリーの持続的開発のための国家委員会¹¹(CN-DSTR)
- 農村テリトリーの持続的開発のためのテリトリー委員会¹² (CT-DSTR)

次に、上記 2 つの委員会の主な機能についてまとめる。

農村テリトリーの持続的開発のための国家委員会 (CN-DSTR)

1. CN-DSTR は戦略群の統括と管理を通じ、テリトリアルアプローチの理念に基づいた持続的農村開発の仕組みづくりを推進し、その結果、東部地域のビジョン 2030 の達成を支援する。
2. CN-DSTR は DSTR 戦略を統括することを通じて、これが中央省庁、県・市開発計画にテリトリアルアプローチの基本概念を浸透させるための指針を与え、開発計画相互の整合性を高める。
3. CN-DSTR は東部地域と 4 つのサブリージョンを合わせた 5 つの戦略群の管理を行う。
4. CN-DSTR は東部地域全体の意見を代表できる、市民社会、民間部門、学術教育部門、公共部門の多様な社会アクターの代表者で構成される。
5. CN-DSTR には委員長、監査局、事務局を置く。
6. CN-DSTR は活動のための独自の予算を持つ。

農村テリトリーの持続的開発のためのテリトリー委員会 (CT-DSTR)

1. CT-DSTR は、テリトリーが CN-DSTR の支援により設定され、テリトリー開発戦略の策定の準備を開始するときに、テリトリーの社会アクターの発意により CN-DSTR の技術支援を受けながら、テリトリーごとに設立される。
2. CT-DSTR はテリトリー戦略群の管理を通じ、テリトリアルアプローチの基本概念に基づいた持続的農村開発を実践し、その結果、各テリトリーのビジョン 2030 達成を支援する。
3. CT-DSTR はテリトリーの戦略群の管理を行う。

¹¹ Comité Nacional para el Desarrollo Sostenible de los Territorios Rurales (CN-DSTR)

¹² Comité para el Desarrollo Rural con Enfoque Territorial (CT-DSTR)

4. CT-DSTR はテリトリー内の意見を代表できる、市民社会、民間部門、学術・専門教育部門、公共部門の多様な社会アクターの代表者で構成される。
5. CT-DSTR には委員長、監査局、事務局を置く。

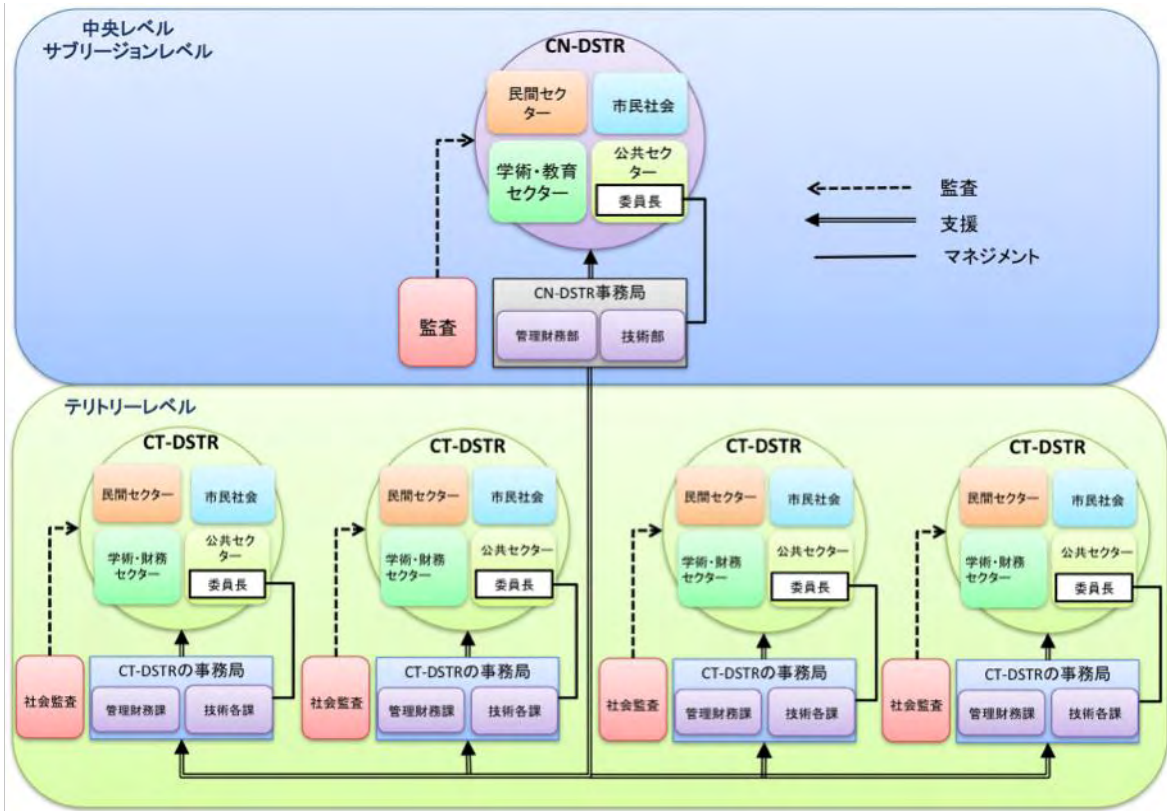


図5 国家委員会とテリトリー委員会の関係

今後、パラグアイの東部地域で、テリトリアルアプローチにより、ビジョン 2030 を達成するための、実施体制作りの骨太の道筋を下図に示す。

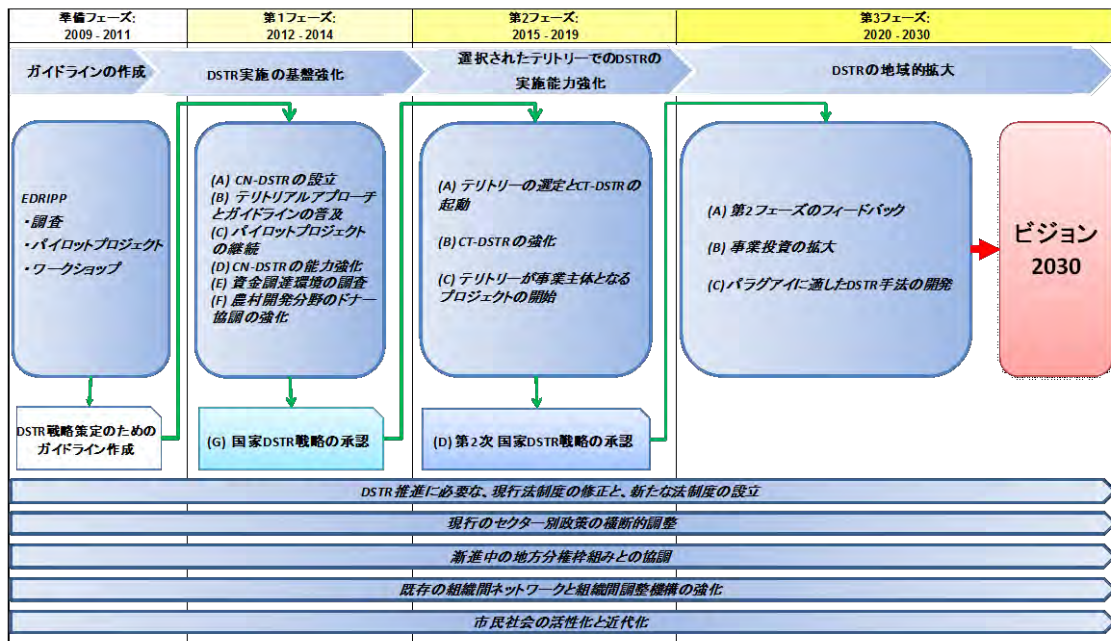


図 6 実施体制強化の道筋